

時代が要請する教育研究課題への取り組み—民研の研究について

2015.5.9

代表運営委員代行

梅原利夫

I 民主教育研究所設立（1992. 2）の意義と趣意書の精神

教育労働者で結成された教職員組合の財政支援を受けながら、「自主的、民主的な」教育研究所を設立し、運営し、成果を発信していくという事業は、日本の民間教育研究運動においてユニークで貴重な試みであるとともに、運営に伴う困難や課題も覚悟しておかなければならない側面を抱えている。

民主教育研究所は、国民教育研究所が機能停止に陥った経過を教訓にして、「研究の自由と自立」を掲げて1992年2月、新たな構想のもとに設立された。その設立趣意書には、研究の目的と方法が次のように示されている。（以下引用文中のゴシックは引用者）

「私たちが、民主教育研究所を創るのは、**教育の場**に**人権と自由、平和と民主主義をみなぎらせ、すべての者の学ぶ権利を保障し、人間としての発達をはげまし、自立と社会参加の道をひらく教育を探究するためである。**」

「この研究所は、**真理と真実にもとづき、研究をと**おして、**広く教育の仕事に携わる者の実践を支え励ます拠点**として設立される。研究と教育は統一的に把握されなければならない。教育実践を担う教育者自身もまた研究の主体である。研究の過程では自由と自主性を重んじ、異なる意見や研究方法の多様性を認め合うことが不可欠である。」

「私たちは、**地域の切実な課題にとりくむこと**から出発し、**人類的な視野に立ち、広く学問や文化に学びながら、人間と教育についての英知の結集の場となる**ことをめざし、ここに民主教育研究所を設立する。」

II 研究所代表の課題意識から

「民研」と略称される研究所は、日本における教育研究の歴史の上で2つ存在し、いずれもその初代の代表には、研究者としてすでに重要な業績を挙げている「余人をもって代えがたい人物」が就任した。発足にあたってこれらの代表が、どのような認識を持っていたかを、今日の時点で再確認しておきたい。

1. 国民教育研究所 議長 上原専祿（在任1957-196?）の場合

上原は民研が設立されて5年目の1962年には、新しい状況のもとでの教育研究のあり方に頻繁に言及していた。（「上原専祿著作集14」『国民形成の教育 増補』評論社、1989）

新安保体制が、学問・教育・文化の領域で浸透してきた、という情勢の渦中で、「日本が戦争にまきこまれる危険と可能性が高い」、「すでに戦争にまきこまれているのではない

か」という危機的認識を、上原は抱いていた。具体的には、「日米教育・社会合同委員会」の発足に対抗して「**国民的アカデミズムの創造**」をめざして、研究所の課題を次のように提起していた。

「日本の国土と国民の安全を守り、アジアの平和を確保し、人類の福祉に貢献していく、そういったような大きい目標のために、教育労働者と教育研究者とが、手をたずさえて努力していく、その手をたずさえて（原文は強調点）という言い方は、具体的には、どうなっていくことを意味するのであるか。」（「学問の民主化と地域研究の意義」6県共同研究者、第6回研究集会あいさつ、1962.4.3 著作集 p.291）

「教師というものは、教育実践に没頭しているが、同時に没頭することによって自分自身を忘れ去るということであってはいけないのであって、やっておる仕事そのものをロゴス化し客観化する、やっておる仕事としての教育をもう一つの自分がその意味を考え、方法を考え、いっそう深い内実を考えていくという仕方で客観化していくことが、教育研究ということの最小限度の意味ではないのか。」（「教育・学問の民主化と国民教育の課題」第12回熊本県教研集会講演、1962.11.17、著作集 p.327）

2. 民主教育研究所 代表 堀尾輝久（在任1992-2010）の場合

堀尾輝久が代表を終えた際に、民研活動に関わってそれまでの発言や論文をまとめた冊子を作った。その中から、今後にも生きる問題意識に注目してみたい。（『民研とともに歩んだ18年 平和・人権・共生の文化を求めて』民主教育研究所発行、2010.4）

まず発足にあたって強調したことは、「教育関係者に限らず人間と文化に関わる英知を結集し、**教育の現実課題に応える研究を進めること**」と、「21世紀へ向けて、**地球時代**にふさわしい国際的視野から日本の進路と教育のあり方を探る」ことだった。（「研究所の開所にあたって」1992.2）

発足後数年が経ち民研の研究が軌道に乗ってきていた時期には、独自活動（研究委員会活動、地域民研との共催シンポジウム、全国教育研究交流集会、全国教育相談活動など）とともに、研究を伴う幅広い教育運動にも関与していく道を探っていた。

「しかしまた、全教の財政に支えられて設立され8年目を迎える研究所として、これまでの活動とそのスタイルに、新しい工夫と発展が必要であることもかんじられる。」

「子どもの権利条約に関する市民・NGO 報告書づくりのプロセスや『教育改革とともに考える会』の活動スタイルは、教育運動と民研の研究課題設定および研究スタイルにも大きなインパクトを与えるものであり、この視点を介して、全教活動との連携を強めることが今後の課題となるのではないか。」（「民研だより」No.47、1999.1、冊子 p.37）

また第1次安倍内閣によって教育基本法が「改正」された（2006.12）直後の「年頭所感」には、次のような決意と方向性を表明していた。

「私たちは絶望しない。絶望は向こうの思うつぼである。**改悪されるのであればそれを回復し、さらによりよいものに作りかえる**ことも私たちの手に委ねられている。」

（「民主主義と教育の危機に抗して」2007.1、冊子 p.47）

以上の認識は、堀尾とともに現在に至る民研を創りあげてきた私たちにも共有しうるものである。課題は、それを2010年代後半以降に、いかに創造的に生かしていくかである。

Ⅲ 研究方針の共同作成と実行のスタイル

茂木俊彦代表（2010～）になってから、各期ごとの民研全体の研究方針を掲げて研究活動を行うスタイルが定着してきた。これからの研究所活動のスタイルとして、誰か一人（例えば代表）に過重な負担が集中するのではなく、運営委員会や四役会議（代表、副代表、機関誌編集長、事務局長）および事務局会議による協同の運営体制によって、研究所全体が持ちうる可能性と力量を底上げしていく道が模索されてきている。

今期・12期の「活動基本方針」（2014.5.18 評議会にて承認）では、次のことを確認し合った。

「『戦後レジームからの脱却』を標榜する**安倍『教育再生』改革と正面から対決していく上で、『憲法と教育』『民主主義と教育』の理論研究のための組織的取り組みを一層発展させなければならない。**」

「われわれは、視野を世界に広げ、国際交流、比較研究をいっそう活発化しつつ、政治の教育への不当きわまる介入、新自由主義的教育改革の問題点を抉り出し、子ども・父母・国民の幸福につながる教育のあり方を積極的に提案していく決意をあらたにしている。」

3.11 後の2年間を通じて、「民研としての研究の課題と方法および組織論をめぐって率直に意見を出し合い、認識の共有をはかり、民研であるからこそできる活動、しなければならない活動をすすめてきた」が、「引き続き努力を重ねていこう」。

このような基本認識のもとに、研究推進にあたっての7つの視点を強調した。

- (1) 教育をめぐる法の理念・制度・施策の批判的検討と積極的提案。
- (2) 子ども・青年、女性、障害児・者の実態を可能な限り全面的に深く把握する。
- (3) 教育課程、教育内容・方法の創造的発展に資する研究を進める。
- (4) 教職員のあり方、働き方に関する研究に取り組む。
- (5) 国際動向との関連で日本の教育について研究する。
- (6) 地域民研、全教などとの連携・協力を推進する。
- (7) 研究活動の成果を積極的に公開する。

12期の中間点を迎えている現時点（2015.5）で、以上で見た方針と視点を再確認し、2015年度の研究活動をすすめ、13期へとつなげていきたい。

Ⅳ この数年間、民研からの発信媒体に見られる新たな特徴

民研は、研究成果や課題意識を、いくつかの中心的な媒体を通じて発信してきた。その中でも、特に力を入れてきたものについて、最近、新しい発想のもとに改善を図ってきた。

1. 研究機関誌『人間と教育』

木村浩則編集長のもとに新編集委員会が発足し、特集テーマの立て方や、表紙やレイアウトもリニューアルした（No.75、2012.9～）。巻頭インタビューには、毎回、人間と文化

に関わる多彩な方が登場し、私学の現役教師が巧みにゲストの魅力を引き出している。また、連載では、世界の教育事情の紹介や、地域教育研究所からの報告も興味深い。筆者に若手研究者や現場教師を登場させる努力も誌面に反映している。

全教大会での民研からのあいさつ（2015.2.15）では、84号「PISA—グローバル化する学力競争」を示し、国際的視野からみたPISA学力の問題を提起した民研らしい研究の姿を紹介した。

2. 研究紀要『民主教育研究所年報』

『3.11 東日本大震災と教育』（第13号、2013.11.28）

「東日本大震災と、今なお続く深刻きわまる現実を見据えつつ、私たちの教育実践と教育学研究のあり方、課題と方法を改めて問い、今後の方向を見定めるべく」（茂木代表「特集にあたって」）、特集として組まれたものであった。

このテーマは、研究委員会を横断的に包み込んで、民研全体で取り組んできた成果を発信したものである。5回にわたる研究フォーラムや全国教育研究交流集会での論議が集約されている。また多数の運営委員からの寄稿も、研究視点の多様性を示したものとなった。

3. 民研パンフレット No.1「お金がないと学校に行けないの？」2013.8

高額な教育費と子ども・生徒の貧困問題を扱った初のパンフレットは、内容の魅力と問題提起性がマッチし、短期間に約1万部が普及するという大ヒット作品となった。

No.2「子どもと学校、地域のための教育委員会制度とは」2014.5.17

新しい発信媒体としての民研パンフの特徴は以下の点にあり、この企画は続けていきたい。

- ①時々の教育課題についてタイムリーなテーマを、わかりやすく分析・解説し普及する。
- ②20ページのコンパクトで廉価なパンフにして、読みやすく利用しやすい冊子にする。
- ③主張は明確であり、見開きで見やすく、図表やグラフなども活用し、理解しやすい。
- ④民研の研究から生まれた成果を反映しつつ、読者とともに考えていく材料を提供する。

4. その他の媒体

機関紙「民研だより」は、すでに124号（2015.4）を迎え、研究活動の報告や日常活動をリアルに伝えている。特に「巻頭言」には、重要な問題意識が表明されている。

ホームページのリニューアル（2014年末）も特筆すべき仕事であり、今後とも重視していきたい。また、『人間と教育』誌の重要論文について電子化に挑戦し、アンソロジーVol.1として有料配布の事業も開始した。

5. 「民研声明」に関わる方向性

民研は、時々の重要な教育課題について、主として運営委員会での検討・討議を経て「声明」を出してきた。今後は、その機会が増えることが予想される。そこで、研究所としての見解表明が求められる諸テーマや問題について、これまでよりも「好期を逃さずに、わかりやすく、簡潔な」声明を出し、直ちにホームページ上に公開するという方向性が、四役会議や事務局で論議されている。この機会に検討していただきたい。

V アンケート（2015. 2-3）に見られる声の特徴

1. アンケートに至る検討の過程

昨年の秋以降、民研のあり方についての論議が積極的に進められてきた。初めは運営委員会にて行い、やがては評議会でも行ってきた。論議が始まった直接の主要な動機は、財政規模の縮小問題（財政問題）にどう対応するかであった。しかし、論議はそれにとどまらず、「民研とは何をどのように研究する機関か」というように、そもそも論を含んで進行してきた。そのような状況の中で、民研関係者から広くアンケートに回答をいただき、この機会に徹底して論議していくことに発展した。

アンケートは、以下の4課題について、それぞれ具体的に13項目を挙げ、回答可能な項目についてお願いした。

1. 民研の設立趣旨と各期の研究方針を全構成員が自覚して共有し、各研究委員会の活動を活発に行うとともに、研究委員会相互の課題のつき合わせや共通課題の探究を連携して行うなど、全体の研究活動が有機的連関を持って行われることをめざします。
2. 運営委員会は、こうした研究が全体として活発に行われ、かつ研究事業（各種集会の企画と運営、機関誌類の発行と普及・販売、成果の発信など）としても円滑に行われるよう、指導機関としての集団的なリーダーシップをいっそう発揮します。
3. 現在の状況を踏まえて、以上の課題を効果的に行うことができるよう、改善できる点を明確にして、合意できた事項から実行して行きます。
4. 研究・組織活動を支える財政基盤が厳しくなっている現状に鑑み、研究活動が活性化することを重視しながら、いくつかの財政改善の措置を講じます。

回答は、3月14日までに20部（運営委員9、研究委員6、地域研究所4、顧問1）寄せられ、その後にも提出が続いている。

2. 寄せられた回答から、考え合いたい事柄

(1)「民研の役割」についての、主なキーワードやセンテンスには、次のようなものが挙げられた。これらについては、今後とも活発な論議の対象になりうるものであり、そのための第1次的な問題提起として受けとめたい。これらの論議も行いながら、第24回研究交流集会（2015.12.26~27 東京）を企画する。

- ①現場の教育活動に寄与する。
- ②対決軸となりうる研究・実践・運動の「核」になるように努める。
- ③継続的な研究組織による質の高い共同研究を進める。
- ④研究の素材は運動の「現場」にあることを強調。
- ⑤地域民研とは対等であるが、内容的にはリーダーシップ的な役割も期待される。
- ⑥民主的な教育研究と教育運動の有効な共同を組織する。
- ⑦地域の教育運動の理論化を行う。
- ⑧教育にたずさわるものの実践を支え励ます拠点になる。
- ⑨広く市民を巻き込んだ政策的対抗軸を示す。

- ⑩民間教育研究団体との関係を強める、全教以外の組合や研究組織とも交流する。
- ⑪「正しい方針を示す」、ないし「高みにある」よりも、議論最中の論点をぶつけ合う。
- ⑫「学校現場」にこだわるべき。「理論的提言」よりも実感できる「事実」を生産する。

これらは民研の多岐にわたる役割を表現している。限られた財政規模と研究組織の現状にあって、とりわけどの部分に重点をおいて行くのかをめぐり、引き続き検討を進めて行きたい。

(2) 研究活動によって「教育現場を励ます」、ないし「教育現場に貢献する」ことには、いくつかの位相について言われていることがわかった。

- ①政策の本質を分析する、ないし問われているものの本質を原理的に解明するレベル。
- ②「学校の困難」(子ども・教師・学校・保護者)について、その根本の分析・解明を行うレベル。
- ③対抗的な実践の軸ないし柱を提起するレベル。

(3) 「研究委員会」の構成と運営については、具体的に次のような提案があった。これらについてはすぐに結論を出すのではなく、重要な問題提起であるとして引き取り、引き続き検討をして行きたい。

- ①一つの研究委員会は長期的に固定化せず、例えば2期4年をサイクルに再編成してはどうか。言わば、研究委員会のプロジェクト化を考えてみよう。
- ②現在ある8委員会を、例えば「地域と子ども」「地域と学校」「地域と教師」「地域と国家教育政策」の4つに編成し直す。
- ③開催困難な研究委員会は、思い切って廃止・休止する

(4) 横断的なフォーラム型研究の活発化、パンフなどでの発信の方向は、共通に了解。

3. なお全教との率直な懇談の必要性については再確認され、さっそく全教幹部と民研運営委員会・事務局との会談が行われた。3月11日夕方に2時間の会談を行い、その後の懇親会も行われ、大きな成果があった。

民研側からは、研究活動の現状と「民研のあり方をめぐる論議」を詳細に報告した。互いに、組織の自主性を尊重する立場から率直な意見交換がなされた。その際、全教からよせられた意見の中で、「民研のあり方」にも関わる印象的な表現は、次のようなものだった。

「民研が(くっきりと)見えるような研究活動と発信を！」

VI 民研 2015-2017・・・戦後70年から戦後憲法・教育基本法70年へ

安倍内閣は近日中にも、「日米安保法制(いわゆる戦争立法)」の閣議決定を行い、ただちに国会へ上程する構えである。また教育に関しては、小中一貫教育学校を可能とする「学校教育法改正案」も上程する。「特別の教科 道徳」については、3月に学習指導要領が改訂され、「私(わたし)たちの道徳(文科省作成副読本)」の使用を軸に、先行実施が進められようとしている。

こうして、「戦争できる国、大企業が一番活動しやすい国」づくりをめざし、それを幼い時期からの人間づくりと連動させようとする教育政策が支えようとしている。これは戦後の、能力主義的な社会再編から現在の貧困・格差の問題へという流れにあって、貧困・格差から生じる矛盾を押しえ込みながら、大企業にのみ奉仕し戦争できる国づくりをめざすものである。

こうした動きは、1945.8.15以降の社会状況の中で、侵略戦争が反省され、日本国憲法にうたわれた「平和と人権と民主主義」の新しい国のかたちが、70年を経て、時の内閣の力を借りて、根本的に構造転換されることを意味する。1945.8.15の敗戦、1946.11の新憲法公布、1947.4の教育基本法による新学制発足、1947.5の新憲法施行という一連の戦後改革期から、今後3年間にわたって連続的に70年目を迎えようとする時期に入る。

その時期に、日本は「戦争する国か、それとも、戦争放棄・平和の国か」が問われ、それに伴い、教育もまた根底で、「教え子を戦場に送る教育か、それとも、絶対に戦場に送らない教育をめざすのか」が問われている。

民主教育の実践と理論研究も、その綱引きの一方（平和な国家、平和な教育）をしっかりと握り、志を同じくする幅広い人々と力を合わせていくことが求められている。